

## 令和6年能登半島地震に係る検証チームの開催について（案）

（ 令和6年3月12日 関係府省庁申合せ  
令和6年4月15日 一部改正 ）

- 1 令和6年能登半島地震における自治体支援、避難所運営、物資調達・輸送などの発災後の災害応急対応について、対応に当たった職員の経験を収集し、整理するため、令和6年能登半島地震に係る検証チーム（以下「チーム」という。）を開催する。
- 2 チームの構成は、次のとおりとする。ただし、座長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めることができる。

座長	内閣官房副長官補（内政担当）
副座長	内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付）兼 復旧・復興支援総括官 内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付） 内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付） 内閣府政策統括官（防災担当）
構成員	内閣官房危機管理審議官 内閣府政策統括官（原子力防災担当） 警察庁警備局長 総務省大臣官房総括審議官 消防庁次長 厚生労働省大臣官房危機管理・医務技術総括審議官 農林水産省大臣官房危機管理・政策立案総括審議官 経済産業省大臣官房技術総括・保安審議官 国土交通省水管理・国土保全局長 国土交通省危機管理・運輸安全政策審議官 環境省環境再生・資源循環局次長 防衛省統合幕僚監部総括官

- 3 チームの庶務は、関係行政機関の協力を得て、内閣府政策統括官（防災担当）において処理する。
- 4 前各項に定めるもののほか、チームの運営に関する事項その他必要な事項は、座長が定める。